

審議（会議）結果

審議会等名称 第 394 回神奈川県開発審査会
開催日時 令和 8 年 7 月 24 日（金）9:00～11:00
開催場所 県庁新庁舎 12 階 県土整備局大会議室（横浜市中区日本大通 1）
出席委員（会長）太田明、
吉岡郁美、藤本育子、由良竜一、高田礼子、楠梨恵子
次回開催予定日 令和 8 年 11 月 2 日
所属名、担当者名 県土整備局 建築住宅部 建築安全課 審査会グループ 岡原
掲載形式 議事概要
議事概要とした理由 公正又は円滑な会議の運営に支障があると判断されるため
審議（会議）経過
1 会長及び会長職務代理の選出＜非公開＞
今期の会長及び会長職務代理を選出した。
2 開発許可等申請（一般案件）について
都市計画法に基づく付議案件 10 件（公開 4 件、非公開 6 件）の審議を行い、すべて承認された。
（1）第 5415 号（提案基準 18：事務所）＜公開＞
・三浦市南下浦地内：都市計画法第 43 条第 1 項許可について
処分庁横須賀土木事務所から、提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、質疑応答がなされた後、承認された。
《発言要旨》
（委員）
この場所は、一般廃棄物運搬車両の運転手の休憩を目的とした事務所ということですが、ごみを運搬する先の環境センターは図面上のどの辺にあるのでしょうか。
（横須賀土木事務所）
図面番号 1 の位置図には含まれていないのですが、ここから少し南の比較的近い所に環境センターが位置しています。
（委員）
そこから離れた所に駐車スペースを設置しているということによろしいのでしょうか。
（横須賀土木事務所）
その通りです。

(2) 第 5416 号 (提案基準 18 : 工場 (ガラスリサイクル製造)) <公開>

- ・綾瀬市深谷中地内 : 都市計画法第 29 条第 1 項許可について

処分庁厚木土木事務所東部センターから、提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、質疑応答がなされた後、承認された。

《発言要旨》

(委員)

提案の趣旨にもありますが、農地転用の許可を受けて、建築物を建築していて、今回の申請で工場を新築するということですが、新築の前、農地転用の許可を受けて建てた建物は具体的にはどのようなものだったのでしょうか。

(東部センター)

以前の建物につきましては、鶏小屋が建っていました。

(委員)

鶏小屋からガラスリサイクルの工場ということでしょうか。

(東部センター)

その通りです。

(3) 第 5417 号 (提案基準 18 : 工場 (FRP 浴槽製造)) <公開>

- ・南足柄市班目地内 : 都市計画法第 29 条第 1 項許可について

処分庁県西土木事務所から、提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、質疑応答がなされた後、承認された。

《発言要旨》

(委員)

図面番号 2 を見ますと、申請地はもともと駐車場として利用されているようなのですが、これは従業員が駐車場として利用していたのでしょうか。そうであれば、新たに工場を建てることで、従業員の駐車スペースはどこになるのでしょうか。

(県西土木事務所)

図面番号 2 の赤枠が申請地ですが、その西側の広場を駐車場として使う予定です。また、北側にも本社工場があり、そこにも空地がありますので、全体的に駐車場は足りている状況です。

(委員)

既存の空地を利用するため問題はないということによろしいでしょうか。

(県西土木事務所)

その通りです。

(4) 第 5418 号 (提案基準その他：放課後児童クラブ) <公開>

- ・大井町金子地内：都市計画法第 43 条第 1 項許可について
処分庁県西土木事務所から、提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、質疑応答がなされた後、承認された。

《発言要旨》

(委員)

放課後児童クラブは具体的にはどのように使われるのでしょうか。

(県西土木事務所)

学校が終わった後、小学生がここで勉強したり遊んだりする場所と考えています。

(委員)

この小学校に通学している生徒を対象とありますが、それ以外の子供は使えないということでしょうか。

(県西土木事務所)

基本的にそのように聞いています。定員が 144 名で溢れている生徒がいるということで、それを飲み込む意味でも 170 名に増やしていると聞いています。

(委員)

グラウンド内に申請地がありますが、グラウンドの大きさの確保は充分に取れているということでしょうか。

(県西土木事務所)

もともと大きいグラウンドで、端っこの方は実際には使われていない状況で、問題ないと聞いています。

(5) 第 5419 号 (提案基準 18：専用住宅) <非公開>

- ・鎌倉市極楽寺地内：都市計画法第 43 条第 1 項許可について
鎌倉市から、提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、質疑応答がなされた後、承認された。

(6) 第 5420 号 (提案基準 20：専用住宅) <非公開>

- ・秦野市西田原地内：都市計画法第 43 条第 1 項許可について
秦野市から、提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、特に質疑応答はなく、承認された。

(7) 第 5421 号 (提案基準 20：専用住宅) <非公開>

- ・寒川町田端地内：都市計画法第 42 条第 1 項ただし書き許可について
処分庁平塚土木事務所から、提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、特に質疑応答はなく、承認された。

(8) 第 5422 号 (提案基準 20 : 専用住宅) < 非公開 >

- ・ 寒川町宮山地内 : 都市計画法第 43 条第 1 項許可について
処分庁平塚土木事務所から、提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、特に質疑
応答はなく、承認された。

(9) 第 5423 号 (提案基準 3 : 専用住宅) < 非公開 >

- ・ 海老名市国分南地内 : 都市計画法第 29 条第 1 項許可について
処分庁厚木土木事務所東部センターから、提案資料に基づき案件の概要説明が行わ
れ、質疑応答がなされた後、承認された。

(10) 第 5424 号 (提案基準 20 : 専用住宅) < 非公開 >

- ・ 座間市四ツ谷地内 : 都市計画法第 43 条第 1 項許可について
処分庁厚木土木事務所東部センターから、提案資料に基づき案件の概要説明が行わ
れ、特に質疑応答はなく、承認された。

3 「市街化調整区域における保育所及び幼保連携型認定こども園の設置に係る取扱指針
及び取扱基準の改正」について < 非公開 >

- ・ 標記について審議を行い、承認された。

4 その他 < 非公開 >

- ・ 次回の審査会の開催時期等について申し合わせを行った。